

証券コード 7524
2021年6月11日

株 主 各 位

大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

マルシェ株式会社

取締役社長 加藤 洋 嗣

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月26日（土曜日）午前10時30分
（受付開始時刻 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
大阪マーチャンダイズ・マートビル（OMMビル）
2階Fホール・F2ホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第49期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されており、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご留意いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主の皆様へのお土産の配布は、予定しておりません。

当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」に表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.marche.co.jp/corporate/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。尚、本提供書面に含まれる計算書類は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送またはFAX送信させていただきますので、当社人事総務部（TEL：06-6624-8100[平日午前9時～午後6時]）までお知らせください。

また、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府の発表内容に応じて、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合には当社ウェブサイト(https://www.marche.co.jp/corporate/)に掲載させていただきます。
--

(提供書面)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当期の経営成績の概況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う2020年4月の緊急事態宣言の発出や外出自粛要請等により、急速に悪化いたしました。緊急事態宣言解除後は、段階的な経済活動の再開に伴って徐々に回復傾向にあったものの、2021年1月には再度の緊急事態宣言が発出されるなど、未だ感染収束の見通しは立っておらず依然として、先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた休業、営業時間の短縮要請、及び酒類の提供制限に応じた営業形態での影響と不要不急の外出自粛や大人数での飲食を控える傾向から来客数の大幅な落ち込みへとつながり、極めて厳しい事業環境が続きました。デリバリーサービス及びテイクアウト販売の需要は高まりましたが、多くの事業者の参入により競争が激化しております。

このような状況の中、当社はお客様や従業員の安全に配慮し、感染防止対策と店舗の衛生管理を徹底した上で、お客様の満足度向上に努めるべく、食事需要の高い業態「餃子食堂マルケン」の強化に注力し、直営店では新規出店1店舗、既存業態からの業態変更を17店舗（F C加盟店から譲受した1店舗を含む）、F C加盟店においては新規出店1店舗を開業すると共に、中食需要に向けた取り組みとして、デリバリーサービスの販売強化とテイクアウトメニュー拡充等により業績回復に向け努めてまいりました。しかしながら、足元の状況が非常に厳しいことから、損失を最小限に留められるよう、休業店舗の従業員の一時帰休等による人件費削減、家賃の減免交渉等、経費の削減を推し進めてまいりました。資金面においては、店舗の休業や業績低迷が長期化するリスクに備え、安定的な経営に資するよう、充分な手元流動性を確保すべく銀行からの資金調達を実施いたしました。

このような取り組みを行ってまいりましたが、当事業年度における経営成績は、売上高は38億68百万円（前年同期比53.7%減）、営業損失は9億16百万円（前年同期は営業損失1億12百万円）、経常損失は8億73百万円（前年同期は経常損失89百万円）、当期純損失は14億70百万円（前年同期は当期純損失3億61百万円）となりました。

【当事業年度の概況】

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比	
			増 減	増減率 (%)
売 上 高(百万円)	8,362	3,868	△4,494	△53.7
営業利益(△損失)(百万円)	△112	△916	△803	—
経常利益(△損失)(百万円)	△89	△873	△783	—
当期純利益(△損失)(百万円)	△361	△1,470	△1,108	—
1株当たり当期純利益(△損失)	△45円02銭	△183円11銭	△138円09銭	—

【売上高の状況】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		増 減	
		構成比		構成比		増減率
《料飲部門》		%		%		%
酔 虎 伝	995,022	11.9	254,521	6.6	△740,500	△74.4
八 剣 伝	2,470,192	29.5	1,120,902	29.0	△1,349,290	△54.6
居 心 伝	1,061,604	12.7	216,242	5.6	△845,362	△79.6
そ の 他	1,289,348	15.4	798,944	20.7	△490,403	△38.0
串 ま ん	37,303	0.5	16,138	0.4	△21,165	△56.7
八 右 衛 門	130,524	1.6	86,136	2.2	△44,388	△34.0
焼そばセンター	373,790	4.5	156,423	4.0	△217,366	△58.2
マ ル ケ ン	269,298	3.2	356,283	9.2	86,985	32.3
そ の 他	478,430	5.5	183,962	4.8	△294,468	△61.6
料飲売上高	5,816,168	70.0	2,390,610	61.8	△3,425,557	△58.9
《F C 部門》						
ロイヤリティ等売上計	528,648	6.3	263,844	6.8	△264,803	△50.1
《商品部門》						
食 材 等 販 売	1,486,399	17.8	849,588	22.0	△636,810	△42.8
酒 類 等 販 売	305,602	3.7	155,657	4.0	△149,944	△49.1
食材、酒類等販売売上高	1,792,001	21.4	1,005,246	26.0	△786,755	△43.9
そ の 他 部 門 売 上 高	225,249	2.7	208,339	5.4	△16,910	△7.5
合 計	8,362,067	100.0	3,868,041	100.0	△4,494,026	△53.7

① 料飲部門の販売の状況

料飲部門全体の売上高は、新規出店等により23億90百万円、前年同期比58.9%の減となりました。直営店における全店及び既存店の売上高、客数及び客単価の前年同期比は、以下のとおりとなります。

	全 店			既 存 店		
	売上高	客 数	客単価	売上高	客 数	客単価
酔虎伝	25.6%	26.7%	95.7%	36.0%	37.7%	95.6%
八剣伝	45.4%	46.4%	97.7%	52.2%	53.6%	97.5%
居心伝	20.4%	20.2%	100.8%	35.8%	34.9%	102.4%
その他	62.0%	70.1%	88.3%	48.8%	53.4%	91.5%
合 計	41.1%	43.6%	94.2%	46.7%	48.5%	96.3%

(注) 既存店とは、オープン月を含め13ヶ月以上営業している店舗であります。

② F C部門の販売の状況

F C部門の売上は、F C加盟店からのロイヤリティ収入と販促物その他の販売等で、売上高は2億63百万円、前年同期比50.1%の減となりました。

その主な内訳は、ロイヤリティ収入が2億26百万円で前年同期比49.3%の減、加盟料収入は14百万円で前年同期比38.3%の減、販促物その他売上高が22百万円で前年同期比60.9%の減でありました。

③ 商品部門の販売の状況

商品部門の売上は、F C加盟店及びサプライヤーに対する食材、酒類等の販売であり、売上高は10億5百万円で前年同期比43.9%の減となりました。

その主な内訳は、食材等の販売は8億49百万円で前年同期比42.8%の減、酒類等の販売は1億55百万円で前年同期比49.1%の減でありました。

④ その他部門の販売の状況

その他部門売上高は2億8百万円で前年同期比7.5%の減となりました。

【業態別出退店の状況】

直営店及びF C加盟店を合わせた当社グループ全店の店舗数は362店で、前期末店舗数比較で62店減少となりました。期間中の新規出店は26店、退店は88店がありました。

		前事業年度 (自 2019年4月1日) 至 2020年3月31日)						当事業年度 (自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)					
		期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数		期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数			
						増減数					増減数		
直営店	酔 虎 伝	17	1	2	16	△1	16	-	11	5	△11		
	八 剣 伝	68	8	8	68	-	68	1	20	49	△19		
	居 心 伝	27	-	5	22	△5	22	-	16	6	△16		
	串 ま ん	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-		
	八 右 衛 門	4	-	-	4	-	4	-	-	4	-		
	焼そばセンター	8	4	2	10	2	10	-	3	7	△3		
	マ ル ケ ン	3	5	-	8	5	8	18	1	25	17		
	そ の 他	7	4	2	9	2	9	-	5	4	△5		
小 計		135	22	19	138	3	138	19	56	101	△37		
F C 加盟店	酔 虎 伝	19	-	4	15	△4	15	-	5	10	△5		
	八 剣 伝	264	4	23	245	△19	245	4	21	228	△17		
	居 心 伝	13	-	3	10	△3	10	1	4	7	△3		
	そ の 他	16	4	4	16	-	16	2	2	16	-		
	小 計		312	8	34	286	△26	286	7	32	261	△25	
合 計		447	30	53	424	△23	424	26	88	362	△62		

※F C加盟店には、商標使用許諾契約店舗を含んでおります。

【直営店の出店及び退店の内訳】

直営店の出店は新規出店が1店、F C加盟店からの譲受が2店、他業態からの業態変更が16店で計19店でありました。退店は完全退店が35店、F C加盟店への譲渡が1店、社員独立が5店、他業態への業態変更が15店で計56店でありました。

	出店			
	新規出店	F C加盟店からの譲受	業態変更	計
酔虎伝	-	-	-	-
八剣伝	-	1	-	1
居心伝	-	-	-	-
その他	1	1	16	18
計	1	2	16	19

	退店				
	完全退店	F C加盟店への譲渡	社員独立	業態変更	計
酔虎伝	10	-	-	1	11
八剣伝	7	1	3	9	20
居心伝	12	-	1	3	16
その他	6	-	1	2	9
計	35	1	5	15	56

【F C加盟店の出店及び退店の内訳】

F C加盟店の出店は新規出店が1店、直営店からの譲受が1店、社員独立が5店で計7店でありました。退店は完全退店が30店、直営店への譲渡が2店で計32店でありました。

	出店				
	新規出店	直営店からの譲受	社員独立	業態変更	計
酔虎伝	-	-	-	-	-
八剣伝	-	1	3	-	4
居心伝	-	-	1	-	1
その他	1	-	1	-	2
計	1	1	5	-	7

	退店			
	完全退店	直営店への譲渡	業態変更	計
酔虎伝	4	1	-	5
八剣伝	20	1	-	21
居心伝	4	-	-	4
その他	2	-	-	2
計	30	2	-	32

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当期においては、新型コロナウイルス感染症の影響に備え、手許資金の強化・確保を目的として、短期借入金により21億円を調達いたしました。

【キャッシュ・フローの状況に関する分析】

(単位：百万円)

項 目	第48期 (2020年3月期)	第49期 (2021年3月期)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△199	△1,254
投資活動によるキャッシュ・フロー	△365	△130
財務活動によるキャッシュ・フロー	△80	2,099
現金及び現金同等物の増減額	△646	714
現金及び現金同等物の期末残高	1,622	2,337

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが12億54百万円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが1億30百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが20億99百万円の収入となったことにより、前事業年度末と比べて7億14百万円増加し、23億37百万円となりました。

② 設備投資

当社における当事業年度の設備投資は、直営店の出店19店（内F C加盟店からの譲受2店、業態変更16店）等を行い、設備投資額は1億34百万円となりました。

(単位：百万円)

内 訳	金 額
店舗・事務所設備	130
入居保証金等	3
合 計	134

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第46期 (2018年3月期)	第47期 (2019年3月期)	第48期 (2020年3月期)	第49期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高(百万円)	8,540	8,587	8,362	3,868
経常利益(△損失)(百万円)	125	115	△89	△873
当期純利益(△損失)(百万円)	△37	52	△361	△1,470
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△4.64	6.51	△45.02	△183.11
総資産(百万円)	5,150	5,148	4,213	4,563
純資産(百万円)	2,941	2,911	2,467	1,000

(4) 対処すべき課題

当社は「人・美味しさ・楽しさ」をキーワードに、地域社会から「あってよかった」と思っただけの「心の診療所」創りを目指します。今後、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが想定されますので、当社においては、この感染症への対応を生き残りの1年と位置付け、以下を「対処すべき課題」と考え行動いたします。

① 既存直営店モデルの再構築と価値の向上

F C加盟店の模範となるべく、新型コロナウイルス感染症が広がる事業環境においては、既存直営店舗モデルの再構築と価値の向上が必要であるものと考えております。

主な再構築モデルとして、既存直営店舗に本格的なテイクアウトコーナーを設けた「テイクアウト専門店 街の焼鳥屋さん」を併設させました。

「街の焼鳥屋さん」は、“自分の子供に食べさせたい焼鳥”をキャッチフレーズ（想い）に、国産鶏を使用するだけでなく、化学調味料無添加のタレを使用し、安全安心な焼鳥をお客様に提供しております。

又、「街の焼鳥屋さん」併設店舗以外でも、通常のデリバリーサービスのみならず、バーチャルレストラン（実際の店舗とは別に、インターネット上でのみ注文出来る料理を販売するお店）の業態を拡充する事により収益力向上に努めてまいります。

② 新業態の事業拡大

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、酒類の提供制限や大人数での飲食を控える要請を受けていることから、酒類に依存しない業態の確立と展開は急務であると考えております。その為に、2019年にスタートした新業態「餃子食堂マルケン」を拡大してまいります。

当業態は多数の餃子メニューの他、食事需要に、お応え出来る中華料理を軸にしたメニュー構成をしている業態の為、食事利用のお客様が多く来店されております。

本年度も出店に加え、Q S C A（品質、サービス、クレンリネス、雰囲気）の向上を図り、収益モデルの構築と確立に努めます。又、業態独自のウェブサイトを開設し、業態の認知度を高め、F C展開も視野に入れ、事業拡大を図ってまいります。

③ 人財育成による組織力の向上

従業員一人一人の成長が店の成長となり、強いてはそれが会社組織全体の向上に繋がると考えております。その為に、従業員への教育・研修を社内研修だけに留めず、多くの講義を受講できる社外研修も積極的に参加する事で、更なる個々の成長に繋げていくと共に、次世代の幹部候補生の研修を経営陣主導の元、実施してまいります。又、人事評価制度や表彰制度の見直しを図る事で、従業員が生き活きと働ける環境づくりに努めてまいります。

④ F C加盟店との協働体制構築

当社のビジネスモデルにおいて、F C加盟店との共存共栄は不可欠なものと考えております。よって、加盟店の収益力向上策として、既存直営店の収益モデルと新業態の収益モデルを確立させた上で、F C加盟店の新たなビジネスチャンスに繋げてまいります。

⑤ 競争力強化の為のリスク管理体制の見直し及びコーポレートガバナンスの強化

小売店との垣根を越えた競合による競争が更に激しくなっていくことに加え、労働需給の逼迫や物流経費の上昇等により経費が圧迫しやすい経営環境にあって、経営効率の向上と、競争力を強化する為にも、全社的リスクマネジメントシステムの強化に努めてまいります。

又、可能な限りコーポレートガバナンス・コードを意識した透明性高いガバナンス体制の構築を推し進めていくことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は居酒屋チェーン（フランチャイズ事業を含む）を中心に展開する外食事業を主な事業としております。

事業部門の名称	事業内容
料飲部門	
酔虎伝	なにわの大衆居酒屋として関西の食材を中心とするメニュー構成を取り、大衆価格による料飲の提供
八剣伝	炭火串焼きを中心とした地域に密着した居酒屋による料飲の提供
居心伝	“女性も入りやすい低価格の鉄板居酒屋”をテーマに、少量多種メニューによる料飲の提供
マルケン	店内手仕込みの自家製餃子の他、中華料理を中心とする食事メニューも充実した低価格による料飲の提供
その他	上記以外の業態
F C 部門	F C 加盟店に対する経営指導及びロイヤリティ等の受取
商品部門	直営店及びサプライヤーを通して F C 加盟店に酒類・食材を供給
その他部門	管理部門 F C 加盟店への設備の販売等

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

① 本社及び支店等 (2021年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 阿 倍 野 区
関 東 営 業 部	東 京 都 世 田 谷 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 西 区
岡 山 支 店	岡 山 市 北 区
広 島 営 業 部	広 島 市 安 佐 北 区

② 直営店舗 (2021年3月31日現在)

所 在 地	店 舗 数	所 在 地	店 舗 数
宮 城 県	4	大 阪 府	41
東 京 都	7	兵 庫 県	14
埼 玉 県	2	岡 山 県	7
千 葉 県	3	愛 媛 県	2
神 奈 川 県	1	広 島 県	4
愛 知 県	8	福 岡 県	2
京 都 府	4	熊 本 県	2
		合 計	101

③ 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	147名	36名減	41歳4ヶ月	11年3ヶ月
女 性	33名	7名減	40歳4ヶ月	12年7ヶ月

(注) 臨時使用人を含む使用人数は、1,076名(前事業年度末比 526名減)となります。

(7) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社 三井住友銀行	500,000千円
株式会社 三菱UFJ銀行	500,000千円
株式会社 みずほ銀行	500,000千円
株式会社 関西みらい銀行	300,000千円
株式会社 紀陽銀行	300,000千円

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | | |
|-----|------------|-------------|
| (1) | 発行可能株式総数 | 34,201,600株 |
| (2) | 発行済株式の総数 | 8,550,400株 |
| (3) | 株主数 | 14,043名 |
| (4) | 1単元の株式数 | 100株 |
| (5) | 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
チムニー株式会社	954	11.8%
アサヒビール株式会社	611	7.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	321	4.0%
麒麟麦酒株式会社	270	3.3%
株式会社三井住友銀行	160	1.9%
谷垣雅之	141	1.7%
サントリー酒類株式会社	113	1.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	102	1.2%
日本生命保険相互会社	102	1.2%
株式会社SBI証券	84	1.0%

- （注） 1. 持株比率は自己株式（522,110株）を控除して計算しております。
2. 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加 藤 洋 嗣	
取 締 役	熨 斗 和 之	商品本部長兼新業態開発部長
取 締 役	持 永 政 人	摂南大学経済学部 教授
取 締 役	山 内 英 靖	株式会社やまや 代表取締役会長 やまや関西株式会社 代表取締役社長 やまや東日本株式会社 代表取締役社長 やまや商流株式会社 取締役 チムニー株式会社 代表取締役会長 株式会社つぼ八 代表取締役会長
常 勤 監 査 役	津 呂 祐 次	
監 査 役	田 浦 清	弁護士 田浦清法律事務所 所長
監 査 役	岩 田 潤	公認会計士 税理士 岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ドーン 取締役 アトラ株式会社 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 谷垣雅之氏及び田中浩子氏は、2020年6月27日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 熨斗和之氏及び山内英靖氏は、2020年6月27日開催の第48回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役持永政人氏及び同山内英靖氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあります。
4. 監査役田浦清氏及び同岩田潤氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役田浦清氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役岩田潤氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外取締役持永政人氏及び社外監査役岩田潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
8. 社外取締役山内英靖氏は、当社の主要株主であり、資本・業務提携先のチムニー株式会社の代表取締役に兼務しております。当社は、チムニー株式会社と資本・業務提携に関する基本合意書を締結しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額 (千円)
取 締 役	6 名	29,520
(内 社 外 取 締 役)	(3 名)	(7,200)
監 査 役	3 名	12,600
(内 社 外 監 査 役)	(2 名)	(6,600)
合 計	9 名	42,120

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支払人員には、2020年6月27日開催の第48回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、1991年11月5日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。又、当該総会終結時の取締役の員数は11名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年6月25日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。又、当該総会終結時の監査役の員数は4名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会が決定する権限を有しており、2021年2月12日の取締役会において決議しております。当社の取締役の報酬等は、基本報酬のみであり、その権限の内容及び裁量の範囲は、上記株主総会で決議された範囲内で、取締役会にて職位別に定められた基本額とその職務に応じた算出された職務報酬との合計額に所定の業績評価を加算した額を、毎月支払っております。

当事業年度における取締役の報酬等の決定は、取締役会が代表取締役社長加藤洋嗣に一任し、代表取締役社長が、上記方針に基づき個々の取締役の報酬を決定しております。尚、方針に沿って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が、決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

監査役につきましては、監査役会にて決定した基準に従って算定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できる立場であると判断した為であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 社外役員の活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	持 永 政 人	当期開催の取締役会には14回中14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
取 締 役	山 内 英 靖	2020年6月27日就任後、開催の取締役会には10回中10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
監 査 役	田 浦 清	当期開催の取締役会には14回中14回、監査役会には9回中9回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	岩 田 潤	当期開催の取締役会には14回中14回、監査役会には9回中9回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18,000
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準等に関するアドバイザー業務」等を委託し、その対価を支払っております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の定める項目に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会の目的とする、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため、行動指針としてマルシェ企業行動基準を定め全役職員に周知徹底する。
- 2) 企業倫理委員会を設置し、法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- 3) 企業倫理を確立するための具体的施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- 4) 内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役会に対しその結果を報告する。
- 5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えるとともに、不当要求があった場合は、人事総務部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に保存し管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社及び子会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクの管理を行う。
- 2) リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社のリスクを統括、管理する。
- 3) リスク管理委員会の直下に店舗事故予防委員会を設置し、店舗における事故を未然に防止する。
- 4) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にその管理状況を報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化のため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び子会社全体を網羅的・統括的に管理する。
- 2) 子会社を管理する部署を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。
- 3) 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。
- 2) 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正且つ適時に財務報告を行う。
- 3) 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握、記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
- 4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
- 2) 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。
- 3) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。
- 4) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとし、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定にあたっては、事前に監査役会の同意を必要とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- 2) 取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて自己の職務執行の状況を報告する。
- 3) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する虞があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役にその都度直ちに報告する。
- 4) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- 5) 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。
- 2) 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制を図る。
- 3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催し、各議案についての審議、業務執行の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また代表取締役社長を筆頭として、社内取締役・各執行役員・部門長が職務権限規程や業務分掌規程に従い、各事業・各エリアを統括して業務執行・監督を担い部分最適を図る一方、毎月1回、取締役の他各執行役員・部長が出席する経営委員会を通じて全体最適を図ることにより、業務執行の適正性や効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、当事業年度において監査役会を9回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営委員会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に意見交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

③ リスク管理体制

当社はPDCAサイクルでリスクマネジメントを実践し、事業の継続・安定的発展の確保に努めております。そのため「リスクマネジメント規程」を策定し、取締役会の直下に代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避・低減・移転に努めております。

また、リスク管理委員会直下に、店舗事故予防を目的とした店舗事故予防委員会、メニュー表記の合法性や合理性を確保することを目的としたメニュー表示適正化委員会、及び食の安全安心確保を目的とした品質管理委員会を設置し、柔軟且つ機動的にリスク管理に努めております。

④ コンプライアンス

当社は、コンプライアンス推進室を設置し、当社役職員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

又、内部通報規程に基づいて報告した通報者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

⑤ 内部監査

社長直轄で独立した部門として内部監査室を設置し、年間内部監査計画や社長特命の下、当社各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施しております。

(3) コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、2015年6月1日以降、東京証券取引所が上場規則により適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」に対応するべく、2015年12月4日付で「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し「コーポレートガバナンスに関する報告書」を同取引所に提出いたしました。その後、更に同コードへの遵守に努めた結果等により、2020年6月27日付で本ガイドラインを一部変更し、同報告書を提出しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,491,535	流 動 負 債	3,050,217
現 金 及 び 預 金	2,337,859	買 掛 金	215,003
売 掛 金	202,716	短 期 借 入 金	2,100,000
商 品 及 び 製 品	22,397	未 払 金	383,494
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	25,426	未 払 費 用	3,037
前 払 費 用	54,590	未 払 法 人 税 等	29,000
未 収 入 金	841,064	前 受 金	2,082
そ の 他	11,031	預 り 金	46,414
貸 倒 引 当 金	△3,551	前 受 収 益	27,812
固 定 資 産	1,071,776	賞 与 引 当 金	19,385
有 形 固 定 資 産	631,228	株 主 優 待 引 当 金	63,613
建 物	411,185	資 産 除 去 債 務	153,589
構 築 物	833	そ の 他	6,784
工 具、器 具 及 び 備 品	68,843	固 定 負 債	512,979
土 地	149,366	繰 延 税 金 負 債	5,901
建 設 仮 勘 定	1,000	資 産 除 去 債 務	108,726
無 形 固 定 資 産	35,580	長 期 預 り 保 証 金	311,316
投 資 そ の 他 の 資 産	404,968	そ の 他	87,035
投 資 有 価 証 券	12,171	負 債 合 計	3,563,196
出 資 金	10	純 資 産 の 部	
長 期 貸 付 金	11,514	株 主 資 本	996,712
破 産 更 生 債 権 等	9,930	資 本 金	1,510,530
長 期 前 払 費 用	9,466	資 本 剰 余 金	1,619,390
差 入 保 証 金	353,583	資 本 準 備 金	816,726
そ の 他	29,810	そ の 他 資 本 剰 余 金	802,663
貸 倒 引 当 金	△21,519	利 益 剰 余 金	△1,679,828
資 産 合 計	4,563,312	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,679,828
		自 己 株 式	△453,378
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,402
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,402
		純 資 産 合 計	1,000,115
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,563,312

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,868,041
売上原価		1,552,857
売上総利益		2,315,184
販売費及び一般管理費		3,231,313
営業損失		916,128
営業外収益		
受取利息	719	
受取配当金	509	
受取家賃	9,406	
解約返戻金	9,211	
受取奨励金	4,250	
雇用調整助成金	14,656	
その他	16,516	55,269
営業外費用		
支払利息	10,891	
その他	1,387	12,278
経常損失		873,137
特別利益		
固定資産売却益	7,911	
雇用調整助成金	141,403	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	284,438	
受取補償金	32,763	466,516
特別損失		
固定資産除却損	33,626	
固定資産売却損	7,468	
減損損失	672,759	
貸借契約解約損	12,094	
特別退職金	15,174	
新型コロナウイルス感染症による損失	291,586	1,032,709
税引前当期純損失		1,439,330
法人税、住民税及び事業税	37,426	
法人税等調整額	△6,716	30,709
当期純損失		1,470,040

会計監査人の会計監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月20日

マルシェ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

黒川 智哉 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

久世 雅也 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルシェ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び重要な使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び重要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

マルシェ株式会社 監査役会

常勤監査役 津 呂 祐 次 ⑩

監 査 役 田 浦 清 ⑩

監 査 役 岩 田 潤 ⑩

(注) 監査役 田浦 清 及び 岩田 潤は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 4 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4 名）は任期満了となりますので、社外取締役 2 名を含む取締役 4 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	か とう ひろ つぐ 加 藤 洋 嗣 (1973年 9 月 8 日生)	1996年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社関西八剣伝統括次長 2014年 1 月 当社執行役員（西日本営業本部関西八剣伝統括部長） 2014年 4 月 当社執行役員社長 2014年 6 月 当社代表取締役社長 2015年 4 月 当社代表取締役社長執行役員（関西八剣伝事業部長） 2015年 4 月 当社代表取締役社長執行役員 2015年 6 月 当社代表取締役社長 現任	10,000株
		【取締役候補者とした理由】 加藤洋嗣氏は、店舗運営、営業部門についての豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、現在は代表取締役として当社全体を指揮しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材と判断したため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	
2	の し かず ゆき 熨 斗 和 之 (1966年 6 月 14日生)	1987年 4 月 当社入社 2000年 4 月 当社福岡支店長 2002年 4 月 当社八剣伝FC部次長 2007年 4 月 当社名古屋支店支店長 2011年 4 月 当社酔虎伝部次長 2016年 4 月 当社メニュー開発部長 2017年 4 月 当社執行役員（メニュー開発部長） 2019年 4 月 当社執行役員（商品本部長兼社長補佐） 2020年 6 月 当社取締役（商品本部長兼新業態開発部長） 2021年 4 月 当社取締役（商品本部長兼メニュー開発部長） 現任	8,900株
		【取締役候補者とした理由】 熨斗和之氏は、1987年の当社入社以来、長年にわたり営業部門にて当社を牽引し、業態開発や商品部門等、当社事業に幅広く精通しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材と判断したため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	もち なが まさ ひと 持 永 政 人 (1956年 9 月 2 日生)	2002年 4 月 藤田観光株式会社 人事部長 2003年 3 月 東京ベイ有明ワシントンホテル総支配人 2006年 3 月 フォーシーズホテル 椿山荘東京 総支配人 2010年 4 月 摂南大学経済学部 教授 現任 2011年 6 月 当社取締役 現任	5,500株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 持永政人氏は、過去に会社経営に関与した事はありませんが、労務管理、教育研修、サービス全般についての豊富な経験と幅広い知見を有しており、また摂南大学経済学部教授であり、客観的な立場で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		
4	やま うち ひで はる 山 内 英 靖 (1962年11月15日生)	1985年 4 月 株式会社やまや入社 2002年 6 月 同社専務取締役営業本部長 2004年 6 月 やまや商流株式会社取締役 現任 2005年 6 月 株式会社やまや代表取締役社長 2006年 6 月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 2008年 7 月 やまや関西株式会社代表取締役社長 現任 2012年 8 月 やまや北陸株式会社（現 やまや東日本株式会社） 代表取締役社長 現任 2016年 3 月 チムニー株式会社代表取締役会長 現任 2018年11月 株式会社つば八代表取締役会長 現任 2020年 6 月 当社取締役 現任 2020年 7 月 株式会社やまや代表取締役会長 現在	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 山内英靖氏は、長年にわたり株式会社やまやの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場で、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただくことを期待しているため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 山内英靖氏は、当社の主要株主であり、資本・業務提携先のチムニー株式会社の代表取締役を務務しております。当社は、チムニー株式会社と資本・業務提携に関する基本合意書を締結しております。
2. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 持永政人氏及び山内英靖氏は社外取締役候補者であります。
4. 持永政人氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出しております。
5. 山内英靖氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は、持永政人氏及び山内英靖氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、持永政人氏及び山内英靖氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結し、被保険者が負担する事になる任務懈怠責任等による損害を、当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約被保険者は、当社取締役及び当社監査役の他、管理職従業員も含まれており、一部の保険料は取締役及び監査役が負担し、残額を当社が負担しております。尚、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する事を予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役田浦清氏、岩田潤氏の2名は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式の数
1	た う ら きよし 田 浦 清 (1934年6月13日生)	1966年4月 弁護士登録 1980年4月 田浦清法律事務所 所長 現任 1989年5月 学校法人明浄学院 理事・評議員 1999年6月 当社監査役 現任 2008年6月 財団法人発酵研究所 監事	—
	【社外監査役候補者とした理由】 田浦清氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有していることから、その豊富な知識と経験により、当社の経営に対して社外の客観的な視点から意見・アドバイスをいただきたく、引続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		
2	い わ た じゅん 岩 田 潤 (1969年12月23日生)	1996年3月 公認会計士登録 1999年1月 プライスウォーターハウス税務事務所（現 PwC 税理士法人） 2001年9月 岩田公認会計士事務所 所長 現任 2005年6月 当社監査役 現任 2008年10月 B T J 税理士法人 代表社員 現任 2010年1月 アトラ株式会社 社外監査役 2011年8月 株式会社ドーン 社外取締役 2016年8月 株式会社ドーン 取締役 現任 2017年3月 アトラ株式会社 社外取締役監査等委員 現任	—
	【社外監査役候補者とした理由】 岩田潤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、会社経営にも携わっており、その豊富な知識と経験により、当社の経営に対して、社外の客観的な視点から意見・アドバイスをいただきたく、引続き社外監査役として、選任をお願いするものであります。		

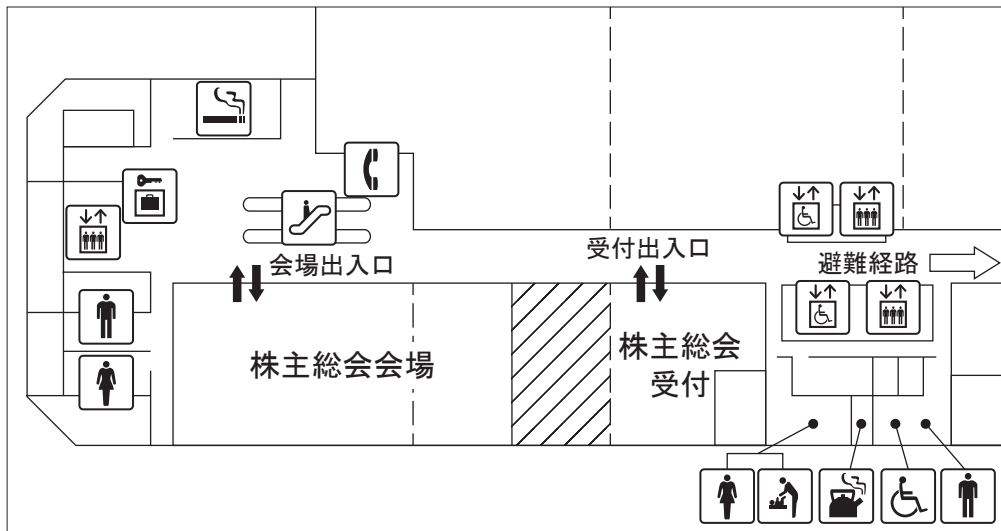
- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 田浦清氏及び岩田潤氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は岩田潤氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
4. 田浦清氏及び岩田潤氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田浦清氏は22年、岩田潤氏は16年であります。
5. 当社は、田浦清氏及び岩田潤氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、田浦清氏及び岩田潤氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結し、被保険者が負担する事になる任務懈怠責任等による損害を、当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約被保険者は、当社取締役及び当社監査役の他、管理職従業員も含まれており、一部の保険料は取締役及び監査役が負担し、残額を当社が負担しております。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する事を予定しております。
7. 岩田潤氏が兼職しておりますアトラ株式会社は、2021年4月1日にアトラグループ株式会社に商号変更しております。

以 上

株主総会避難経路図

【OMMビル2階】



[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

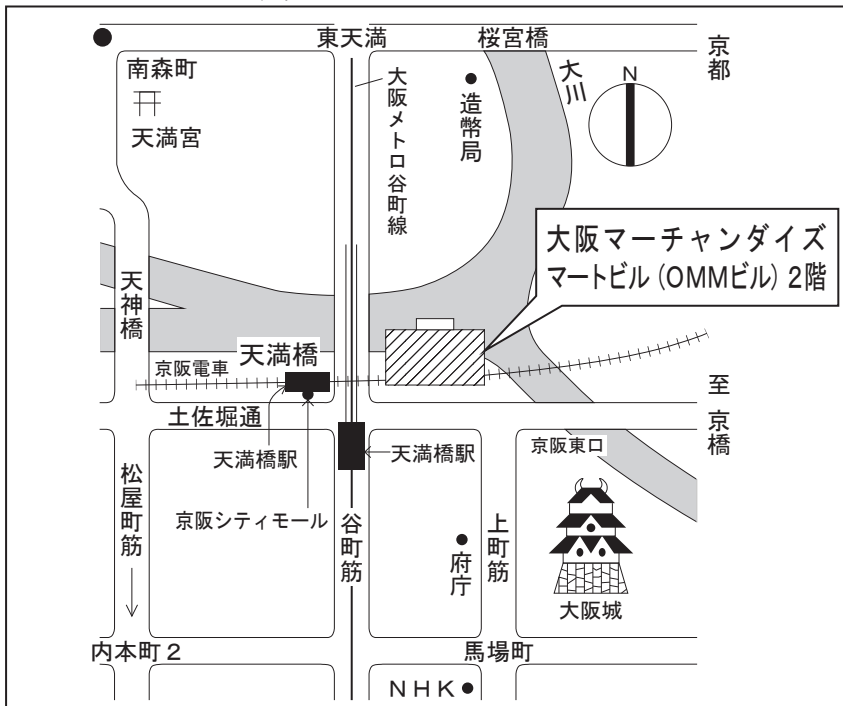
株主総会会場ご案内図

■会場のご案内

大阪市中央区大手前1丁目7番31号

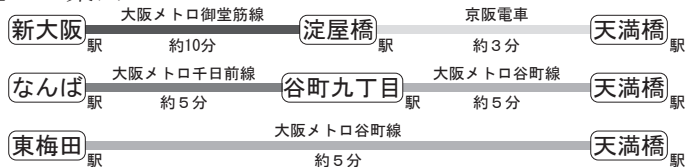
大阪マーチャンダイズ・マートビル（OMMビル）2階 Fホール・F2ホール

ご連絡先 06-6943-2020



京阪電車「天満橋」駅東出口
大阪メトロ谷町線「天満橋」駅北出口①] OMM B2に連絡

■交通のご案内



(当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
(お車でのご来場はご遠慮願います。)

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。